

平成30年 桑名市政10大(重大)ニュース

月	日	ニュース(出来事)	概要	担当部局
1	1	養老線の新運営形態での運行をスタート	養老鉄道(株)は列車の運行のみを行い、沿線7市町で設立された(一社)養老線管理機構が車両や線路等の施設を保有・維持管理する新たな運営形態による運行をスタートした。これに伴い、本年は車両の更新事業として、東急電鉄から中古車両15両を購入し、整備が済み次第、順次運行開始を予定している。	都市整備部
1	25	第11回産業観光まちづくり大賞の金賞(最高の賞)を受賞	市や市内企業で構成する桑名市産業観光まちづくり協議会が、日本観光振興協会が主催する「第11回産業観光まちづくり大賞」の最高の賞である金賞を受賞した。	産業振興部
2	18	第11回 美し国三重市町対抗駅伝優勝	三重県庁から伊勢市の三重交通Gスポーツの杜伊勢(県営総合競技場)までの10区間をタスキをつないで走る「第11回美し国三重市町対抗駅伝」で、二年ぶり二度目となる総合優勝を飾った。	地域コミュニティ局
4	1	地方独立行政法人桑名市総合医療センター新病院開院	地域での急性期医療及び高度医療を担う中核病院として、地方独立行政法人桑名市総合医療センター新病院が開院し、開院式が執り行われた。	保健福祉部
4	1	多度町、長島町総合支所の地区市民センターへ、7地区市民センター・公民館をまちづくり拠点施設に機能転換	「地域創造プロジェクト(案)」の具体的な取り組みのファーストステップとして、平成30年4月から、多度町、長島町総合支所を地区市民センター化し、大山田地区市民センターを除く7地区市民センター及び各地区公民館をまちづくり拠点施設へと機能転換を図り、行政業務の集約化と効率化を図ると同時に地域のまちづくりを進めるための場づくり(拠点づくり)を行った。	地域コミュニティ局
7	18	戊辰戦争150年を記念して企画展や記念行事が開催	桑名藩と戊辰戦争の関わりを紹介する企画展を博物館で開催したほか、鎮国守国神社では慰霊祭が行われた。また、友好都市である福島県白河市や桑名藩と縁の深い福島県会津若松市で、合同慰霊祭や記念式典が開催された。	産業振興部
8	3	県内の史上最高気温39.8度を観測！また、相次ぐ台風等の避難情報発令に、6月に運用開始したデジタル同報系防災行政無線を活用	県内の観測史上最高気温となる39.8度を記録する猛烈な暑さとなり、熱中症が相次ぐなど、災害レベルの酷暑となった。7月豪雨や台風12号、21号、24号などの襲来により、家屋の損壊や土砂崩れ、停電などの災害被害が相次いだ。また、平成28年度から桑名地区の浸水想定区域にて整備を進めていたデジタル同報系防災行政無線の運用を開始し、9月に襲来した台風21号では、初めてこの無線を用いて避難情報の発令を行った。	市長直轄
11	9	桑名市立小学校普通教室及び幼稚園保育室のエアコンの整備事業に向けて着手	市立小学校27校において、エアコンのついていない普通教室332室、市立幼稚園11園のうちエアコンのついていない保育室27室にエアコンを設置するための補正予算を桑名市議会臨時議会に上程。事業費として小学校費10億4,543万2千円、幼稚園費5,338万2千円を計上した。	教育委員会
11	11	桑名子ども英語コンテストを開催	大山田コミュニティプラザにて「桑名子ども英語コンテスト」を主催桑名子ども英語コンテスト実行委員会、共催桑名市、桑名市教育委員会等にて開催した。このコンテストは公立の小学校や中学校で勉強している英語力を最大限利用して、児童・生徒、保護者および地域社会に対して、その内容を「見える化する」ということを目標にしており、これまでに例のないコンテストとなった。来年も、協賛者(会社)を募り開催予定。	教育委員会
12	2	市議会議員選挙執行	12月5日任期満了に伴う、市議会議員選挙が執行された。定数26人に対し39人が立候補する激戦となった。	総務部

▶桑名市立地適正化計画を策定します

全国的な人口減少、少子高齢化が急速に進む中、健康で快適な生活を確保し、持続可能でコンパクトな都市経営を実現するため、3月1日に桑名市立地適正化計画を策定します。

▶立地適正化計画とは

居住や医療・福祉・商業施設などの生活利便施設を一定の区域内に誘導し、高齢者や子育て世代などの幅広い世代が、公共交通により容易にアクセスできるよう、緩やかな誘導を図り、住みよいまちづくりを目指すものです。本計画では、居住や都市機能施設を誘導する区域、誘導すべき施設の種類などを定めています。

▶都市機能誘導区域と居住誘導区域



【都市機能誘導区域】

生活利便施設を誘導・集約し、サービスの効率的な提供を図る区域

【居住誘導区域】

居住を誘導する区域

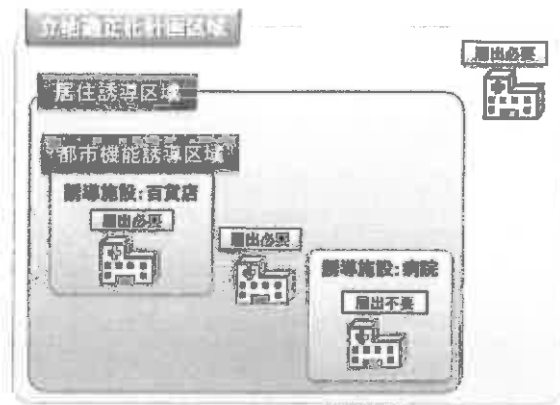
【都市機能誘導施設】

都市機能誘導区域内に誘導する施設

➤届出制度について

都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外または都市機能誘導区域内外において、届け出の対象となる行為を行う場合、着手する30日前までに届出が必要になります。

➤都市機能誘導区域の届出対象となる行為



都市機能誘導区域への誘導施設一覧表

誘導施設	定義	中心拠点		地域拠点		地域生活拠点	
		桑名駅 周辺	多度駅 周辺	長島駅 周辺	星川駅 周辺	大山田 地区	新西方 地区
保育所等	児童福祉法第6条の3第6項及び第7項に規定する地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業と、児童福祉法第39条に規定する保育所。	◎		◎		◎	◎
商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設。	◎	◎		◎		

➤居住誘導区域の届出対象となる行為

①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為

②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のも

③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものの建築目的で行う開発行為
(例えば、看護会や有料老人ホーム等)

①の例示
3戸の開発行為

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為

800㎡
2戸の開発行為

①3戸以上の住宅を新築しようとする場合

②人の居住の用に供する建築物として条例で定められたものを新築しようとする場合
(例えば、看護会や有料老人ホーム等)

③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示
3戸の建築行為

1戸の建築行為